

# 特別活動と道德教育の関連性に関する一考察

豊泉 清浩

群馬大学教育実践研究 別刷  
第28号 219～226頁 2011

群馬大学教育学部 附属学校教育臨床総合センター



# 特別活動と道德教育の関連性に関する一考察

豊 泉 清 浩

学校教育講座教育学教室

## A Study of the Relation between Extraclass Activities and Moral Education

Seiko TOYOIZUMI

Department of Education, Faculty of Education, Gunma University

キーワード：特別活動、道德教育、道德の時間

Keywords：extraclass activities, moral education, moral class

(2010年10月29日受理)

### はじめに

特別活動は、学校の教科外課程における重要な領域である。教科課程が、科学と文化の側面の教育内容であるのに対して、特別活動は、生活と道德の側面の教育内容であり、もともと道德教育と密接な関係にある。ところが、道德教育は、特別活動や各教科、その他の活動において行なわれる可能性が大いにあるにもかかわらず、道德の時間のみで行なわれるという誤った考え方が少なからず見受けられる。2008（平成20）年に改訂された小学校及び中学校の『学習指導要領』では、この点について、学校における道德教育は、教育活動全体を通して行なわれるべきもので、その要となるのが道德の時間であること、また特別活動が道德的実践の場であることが強調されている。

本稿では、まず『学習指導要領』改訂における特別活動と道德教育の動向を踏まえ、特別活動の基本的性格と内容を見る。それから道德教育における道德の時間の意義を明らかにし、特別活動と道德教育の関連性について考察し、最後に特別活動における道德的実践の指導例を挙げる。それゆえ本稿の目的は、道德教育の実践の場の観点から、特別活動の意義について考察することにある。

### 1. 平成20年の『学習指導要領』改訂における特別活動と道德教育

平成20年の『学習指導要領』改訂において、特別活動の基本的な性格及び内容の構成に変更はない。ただし、全体目標が改められるとともに、従来「第2内容」として、各活動・学校行事が扱われていたのが、「第2各活動・学校行事の目標及び内容」となり、各活動・学校行事それぞれに、目標と内容が示されるようになった。特に小学校の学級活動の内容については、共通事項としての「(1) 学級や学校の生活づくり」、 「(2) 日常の生活や学習への適応及び健康安全」の他、初めて、低学年、中学年、高学年に分けて内容が示された。自発的・自治的な活動、異年齢集団による交流活動、集団宿泊活動、話し合い活動、人間関係を形成する力を養う活動などが重視され、また全体計画や年間指導計画の作成について、具体的な方向性が示された。

一方、道德教育についても、基本的に大きな変更点はないものの、全体として道德教育の重要性が強調され、充実のための方途が示されている。学校における道德教育の「要」としての道德の時間という観点が強調されている。『学習指導要領』の「総則」において

も、「道徳教育の内容」の部分でも「要」が使われている。道徳教育の目標に関する部分では、「伝統と文化を尊重し」、「我が国と郷土を愛し」、「公共の精神を尊び」という文言が加えられたが、これは2006（平成18）年の教育基本法の改正の趣旨を踏まえたものである。

教材の活用については、「先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなどを題材とし、児童が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や活用を通して、児童の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと」<sup>(1)</sup>とされた。全般的に重要な点は、道徳教育は、学校の教育活動全体を通して行なわれるもので、道徳の時間は、その要として、教育活動全体を通して行なわれる道徳教育を補充、深化、統合し、児童生徒に道徳的価値の自覚を深めることを目的とすることが、改めて強調されていることである。

また、今回の『学習指導要領』の改訂で最も注目しなければならない点は、道徳的実践の指導の充実を図る観点から、特別活動の目標や内容が改善されたことである。この点について、小学校及び中学校の『学習指導要領』では、「第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、特別活動の特質に応じて適切な指導をすること」<sup>(2)</sup>となっている。道徳教育の実践の場としての特別活動が改めて注目されることになったのである。

## 2. 特別活動の基本的性格と内容

平成20年の『小学校学習指導要領』には、特別活動の目標が次のように記されている。「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を活かす能力を養う。」<sup>(3)</sup>

各活動・学校行事の目標は次のように記されている。学級活動については、小学校・中学校とも同じく、「学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践

的な態度や健全な生活態度を育てる」<sup>(4)</sup>と記されている。

児童会活動については、「児童会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる」<sup>(5)</sup>と記されている。

小学校のみ設けられているクラブ活動については、「クラブ活動を通して、望ましい人間関係を形成し、伸長を図り、集団の一員として協力してよりよいクラブづくりに参画しようとする自主的、実践的な態度を育てる」<sup>(6)</sup>と記されている。

学校行事については、「学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる」<sup>(7)</sup>と記されている。

中学校では、学級活動及び学校行事は、小学校と同文で目標が記されている。生徒会活動については、「生徒会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてよりよい学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる」<sup>(8)</sup>と記されている。

児童生徒にとっては、複雑で変化の激しい社会での生き方などについて体験的に学ぶ場が必要である。特別活動は、その重要な場や機会として、学校教育において、望ましい集団活動や体験的な活動を通して、実際の社会で生きて働く社会性を身につけるなど、児童生徒の人間形成を図る教育活動である。

特別活動は、将来の職業や生活を見通して自立的に生きるための「生きる力」を育成するために、学校における望ましい集団生活や体験的な活動を通して、また発達の段階に応じた活動や体験を通して、児童生徒の人間形成を図ることを特質とする<sup>(9)</sup>。特別活動の教育的意義は、まず第一に、集団活動を特質とすることであり、第二に、集団による実践的な活動を特質とすることである。特別活動の内容相互に関連があり、また特別活動と各教科、外国語活動、道徳、総合的な学習の時間、生徒指導との関連も重要な意味を持っている。

小学校の特別活動の内容は、学級活動では、各学年段階での内容とともに、共通事項として、(1)学級や

学校の生活づくり、(2) 日常の生活や学習への適応及び健康安全がある。児童会活動では、(1) 児童会の計画や運営、(2) 異年齢集団による交流、(3) 学校行事への協力がある。クラブ活動では、(1) クラブの計画や運営、(2) クラブを楽しむ活動、(3) クラブの成果の発表がある。

中学校では、学級活動に、(1) 学級や学校の生活づくり、(2) 適応と成長及び健康安全、(3) 学業と進路があり、生徒会活動には、(1) 生徒会の計画や運営、(2) 異年齢集団による交流、(3) 生徒の諸活動についての連絡調整、(4) 学校行事への協力、(5) ボランティア活動などの社会参加がある。

学校行事は、小学校・中学校共通して、(1) 儀式的行事、(2) 文化的行事、(3) 健康安全・体育的行事、(4) 遠足・集団宿泊の行事（中学校では、旅行・集団宿泊の行事）、(5) 勤労生産・奉仕の行事がある。

### 3. 道徳教育と道徳の時間

戦前の修身科が、軍国主義・超国家主義の体制を維持するために利用されたことへの反省から、戦後は修身科を廃止した。そして、1947（昭和22）年の『学習指導要領一般編（試案）』において社会科を設け、戦後の道徳教育は、社会科を中心に学校の教育活動全体を通じて行なう全面主義として始まった。当初は、全面主義を定着させる方向で道徳教育を行なうことが考えられていたが、内外の情勢の変化によって、1958（昭和33）年10月の『学習指導要領』改訂によって、小学校と中学校に道徳の時間が特設された。これは、全面主義から、特設主義への転換にも見えるが、道徳の時間に重点を置きながら、教育活動全体を通じて道徳教育を行なうことから、より正確には、「全面・特設主義」の方針への転換と見ることができよう<sup>(10)</sup>。

道徳の時間が特設されてから、この時間はどのような性格の時間であるか共通理解が必ずしも得られなかった。道徳の時間は修身科を復活させたものではないにもかかわらず、修身科と同様なものと捉え、あまり積極的に運営しない場合も見られた。そもそも道徳は教えられるかという問題から発し、どのような方針で教えるかは定まらなかった。当時の文部省は、教師用の道徳の資料集を刊行したりして、軌道に乗せようとした。しかし、学校や教師により、道徳の時間への取

り組みはまちまちであり、資料を用いて堅実な授業を行なう場合もあれば、道徳の時間を十分に活用しない場合もあった。このことは、現在でもいえることであり、各教科の授業によって、児童生徒の知識・理解・技能の向上を図ることに比べて、道徳教育に対して、教員によって考え方や取り組み方が異なること、道徳の時間の教育方法として、読み物資料や視聴覚教材が充実してきているが、まだ十分定着していない部分があることを示している。

道徳教育の目標については、『小学校学習指導要領』の「第1章総則」の「第1教育課程の編成の一般方針」に次のように記されている。「学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行なうものであり、道徳の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。」<sup>(11)</sup> 同じく、『中学校学習指導要領』には、次のように記されている。「学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行なうものであり、道徳の時間はもとより、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。」<sup>(12)</sup>

小学校及び中学校の『学習指導要領解説道徳編』では、『学習指導要領』の「第1章総則」における道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の目標について、次の7点にまとめて論述している<sup>(13)</sup>。

- (1) 人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培う。
- (2) 豊かな心をはぐくむ。
- (3) 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図る人間を育成する。
- (4) 公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努める人間を育成する。
- (5) 他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する人間を育成する。
- (6) 未来を拓く主体性のある日本人を育成する。
- (7) その基盤としての道徳性を養う。

道徳性の捉え方については、次のように規定されている。「道徳性とは、人間としての本来的な在り方やよりよい生き方を目指してなされる道徳的行為を可能

にする人格的特性であり、人格の基盤をなすものである。それはまた、人間らしいよさであり、道徳的諸価値が一人一人の内面において統合されたものといえる。」<sup>(14)</sup> 学校における道徳教育においては、各教育活動の特質に応じて、特に道徳性を構成する諸様相である道徳的心情、道徳的判断力、道徳的実践意欲と態度などを養うことを求めている<sup>(15)</sup>。道徳的心情は、道徳的価値の大切さを感じ取り、善を行うことを喜び、悪を憎む感情のことである。道徳的判断力は、それぞれの場面において善悪を判断する能力である。道徳的実践意欲と態度は、道徳的心情や道徳的判断力によって価値があるとされた行動をとろうとする傾向性を意味する。

道徳の時間の目標は、次の4点にまとめられている<sup>(16)</sup>。

- (1) 計画的、発展的に指導する。
- (2) 学校の教育活動全体で行う道徳教育を補充、深化、統合する。(中学校：学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を補充、深化、統合する。)
- (3) 道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深める。(中学校：道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚を深める。)
- (4) 道徳的実践力を育成する。

道徳の時間は、各教科、外国語活動(小学校のみ)、総合的な学習の時間及び特別活動など学校の教育活動全体を通じて行われる道徳教育の要の時間としての役割を担っている<sup>(17)</sup>。すなわち、各教育活動において行われる道徳教育を、全体にわたって調和的に補充、深化、統合する時間である。道徳的実践力とは、人間としてよりよく生きていく力であり、一人一人の児童が道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、将来出会うであろう様々な場面、状況においても、道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような内面的資質を意味している<sup>(18)</sup>。それは、主として、道徳的心情、道徳的判断力、道徳的実践意欲と態度を包括するものである。

各教科においては、教科内容の習得を通して、児童生徒が認識能力を向上させることは、同時に善悪を判断し、善い行ないを実践するための基盤となる道徳性を高める。道徳は、科学を前提として存立し、また科学は道徳に導かれてこそ、本来の姿である。科学的な

知識から切り離されて、道徳だけが存在するということはありえない。だから各教科で習得する知識・理解・技能は、道徳性の育成のための基盤となるのである。また各教科での生徒指導が、道徳の時間と関連してくることもある。授業中の態度などで問題が生じた際、そのことを道徳の時間で考えることもありうる。

道徳の時間が特設されてから、道徳教育は道徳の時間のみで行なうものとの誤解も生じているが、戦後当初からの基本方針であった全面主義は基本的に継承されていると見なければならない。『学習指導要領』改訂の度に、重点に若干の変更は見られても、基本的に道徳の時間を要としつつ、教育活動全体、とりわけ各教科、特別活動を通して行なうことは一貫しているのである。

小学校及び中学校の『学習指導要領』では、道徳の時間を要として、学校の教育活動全体を通じて行なう道徳教育の内容を、4つの観点からそれぞれ数項目挙げている<sup>(19)</sup>。

- 1 主として自分自身に関する事柄。これは、自分自身の生活態度や自己の在り方に関する事柄である。
- 2 主として他の人とのかかわりに関すること。これは、自己の行為を他者とのかかわりの中で捉え、望ましい人間関係の育成を図ることに関する事柄である。
- 3 主として自然や崇高なもののかかわりに関すること。これは、自然や美しいもの、崇高なもののかかわりで自己の生き方を捉え、生命の尊さについての自覚を深めることに関する事柄である。
- 4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。これは、自己の在り方を、家族、郷土、国家、国際社会との関係の中で捉え、法や決まりの意義を理解し、公德心をもって、世界の平和と人類の福祉に貢献することを自覚することに関する事柄である。

#### 4. 特別活動と道徳教育の関連性

小学校及び中学校の『学習指導要領解説特別活動編』と小学校及び中学校の『学習指導要領解説道徳編』において、特別活動と道徳教育の関連についてほぼ同じ内容で記述されている<sup>(20)</sup>。ここでは、小学校の内容について見ていく。

まず、特別活動の目標を前提にして次のように記さ

れている。「この目標には、心身の調和のとれた発達と個性の伸長、自主的、実践的な態度、自己の生き方についての考え、自己を生かす能力など道德教育がねらいとする内容と共通している面が多く含まれており、道德教育との結び付きは極めて深い。とりわけ、特別活動における学級や学校生活における望ましい集団活動や体験的な活動は、日常生活における道徳的実践の指導をする重要な機会と場であり、道德教育に果たす役割は大きい。」<sup>(21)</sup>

具体的には、特別活動において身につけられる次のような態度が、道德性と関連する。自分勝手な行動をとらずに節度ある生活をしようとする態度、自己の役割や責任を果たして生活しようとする態度、よりよい人間関係を築こうとする態度、みんなのために進んで働こうとする態度、自分たちで約束をつくって守ろうとする態度、目標をもって諸問題を解決しようとする態度、自己のよさや可能性に自信をもち集団活動を行おうとする態度などは、集団活動を通して身に付けたい道德性である。また、児童の悩み、学級や学校生活における葛藤などの道德性に関する問題は、学級活動における指導と深いかわりがある。

学級活動では、児童による自発的、自治的な活動によって、望ましい人間関係の形成やよりよい生活づくりに参画する態度などにかかわる道德性を身に付けることができる。また学級活動で、自らの生活を振り返り、自己の目標を定め、努力して健全な生活態度を身につけようとすることは、道德性の育成に密接なかわりをもっている。

児童会活動では、異年齢の児童が学校におけるよりよい生活を築くために、諸問題を見出し、これを自主的に取り上げ、協力して解決していく自発的、自治的な児童会活動は、異年齢による望ましい人間関係の形成やよりよい学校生活づくりに参画する態度などにかかわる道德性を身に付けることができる。

クラブ活動においては、異年齢の交流を深め、協力して共通の興味・関心を追求する活動が行われる。そのようなクラブ活動は、異年齢による望ましい人間関係の形成や個性の伸長、よりよいクラブ活動づくりに参画する態度などにかかわる道德性を身に付けることができる。

学校行事においては、特に、ボランティア精神を養う活動や自然の中での集団宿泊体験、幼児、高齢者や

障害のある人々などとの触れ合いや文化や芸術に親しむ体験を通して、望ましい人間関係、自律的態度、心身の健康、協力、責任、公德心、勤労、社会奉仕などにかかわる道德性の育成を図ることができる。

特に、「〔学級活動〕については、学級、学校及び児童の実態、学級集団の育成上の課題や発達の課題及び第3章道德の第3の1の(3)に示す道德教育の重点などを踏まえ、各学年段階において取り上げる指導内容の重点化を図るとともに、必要に応じて、内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができること」<sup>(22)</sup>とされている。

もともと道德教育は、学校の教育活動全体を通じて行なわれるべきものであり、今回の『学習指導要領』の改訂によって、特別活動が特に注目されるようになったわけではない。しかし、道德の時間が特設されてから、道德教育は道德の時間のみで行なうという誤った考え方が見受けられることも否めない。道德の時間だけではなく、各教科でも、特別活動でも、あるいは総合的学習の時間や外国語活動でも、道德教育の可能性はある。そのような場で、児童生徒が道徳的体験をしても、それを道徳的価値として自覚できない。だからそのような道徳的体験を道德の時間で補充、深化、統合して、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成する。つまり、子どもたちの体験が先行し、その体験にこのような意味があったと自覚させるのが、道德の時間の役割である。

したがって道德の時間で資料を用いる場合に、児童生徒の体験に関連する資料を用いることが最もよいと考えられる。児童生徒の体験から切り離された単なる物語としての資料を読み解こうとしても、現実性が希薄であることは否定できない。資料の文章を用いる授業もありうると思われるが、単調な話のすじ書きの中で、善悪を判断し、道徳的行為とは何かを考え、道徳的実践力を育成することは難しいと思われる。

このようなこともあり、望ましい集団活動を通して、望ましい人間関係を形成しようとする特別活動は、最も重要な道德教育の場である。このことは、特別活動における児童生徒の体験を道德の時間で考え、その体験の意味を自覚し、道德の時間で学んだ道徳的価値を特別活動で実践するということである。つまり特別活動における道徳的体験が、道德の時間において自覚さ

せる道徳的価値の基礎になり、また道徳的価値の主體的な自覚を確固としたものとするための実践の場も特別活動であると考えられる。今回の『学習指導要領』の改訂で、特別活動と道徳教育の関連性が強調されているのは、特別活動における道徳教育の実践の場としての意味が再認識されたことを表わしている。

## 5. 特別活動における道徳的実践の指導

道徳教育との関連において、実践に使える特別活動の例を、文献からいくつか挙げてみる<sup>(23)</sup>。

### (1) 学級活動 (1) 学級や学校の生活づくり

例……「協力し合って学級生活を楽しくするためのきまりをつくり、守る活動」

この活動では、「学級生活を楽しく豊かなものにするという視点で、学級生活上の諸問題を自発的、自治的に話し合って解決しようとする態度」、「自己の考えをしっかりともち、自己を生かしてきまりを守り合う能力」を育てる。きまりの必要性を理解して生活することにより、規範意識や公德心などの多様な道徳性を養うことができる。

特に意識したい道徳の内容は以下のものである。

低学年 4 - (1) 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にする。

中学年 4 - (1) 約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ。

高学年 4 - (1) 公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす。

### (2) 学級活動 (2) 日常生活や学習への適応及び健康安全

例……「目標を立て、粘り強くやり遂げるようにする指導」

この活動では、「自分の目標に向かって粘り強く努力し、やり遂げることのできる自主的、実践的な態度」、「自己を見つめ、客観的に理解し、自己を生かして目標等を設定することができる能力」を育てる。よりよい自分になるために、自分と友達との違いや共通点などに気付かせ、自分自身を理解させ、希望や目標をもたせる指導により、向上心や努力にかかわる道徳性を養うことができる。

特に意識したい道徳の内容は以下のものである。

低学年 1 - (2) 自分がやらなければならない勉強や仕事は、しっかりと行う。

中学年 1 - (2) 自分がやろうと決めたことは、粘り強くやり遂げる。

高学年 1 - (2) より高い目標を立て、希望と勇気をもってくじけないで努力する。

### (3) 児童会活動

例……「身近な集団に進んで参加し、自分の役割を自覚し、主体的に責任を果たす委員会活動」

この活動では、「高学年の一員として、学校生活の充実と向上を目指して活動しようとする自発的、自治的な態度」、「協力し支え合い、自己を生かしながらよりよい学校生活をつくることのできる能力」を育てる。集団の一員としてよりよい学校生活づくりに参画する活動は、役割・責任、社会参画、愛校心などにかかわる道徳性を養うことができる。また、異学年の子どもとの協力によって、思いやり、親切など人間関係に関する道徳性も養うことができる。

特に意識したい道徳の内容は以下のものである。

低学年 4 - (4) 先生を敬愛し、学校の人々に親しんで、学級や学校の生活を楽しくする。

中学年 4 - (4) 先生や学校の人々を敬愛し、みんなと協力し合って楽しい学級をつくる。

高学年 4 - (3) 身近な集団に進んで参加し、自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たす。

### (4) クラブ活動

例……「互いに信頼し、学び合って友情を深め、男女が協力し助け合うクラブ活動」

この活動では、「スポーツを楽しみながら、クラブの一員としての役割や責任を果たし、よりよいクラブづくりに参画しようとする自発的、自治的な態度」、「個性を発揮して活動したり教え合ったりするなどの、自己を生かす能力」を育てる。異年齢の子どもが協力して練習や試合を楽しむことによって、連帯感や思いやりなどの他者とのかわりに関する道徳性を育てられる。また、役割を分担して活動することにより、リーダーシップや責任などについて学ばせたり、自己のよさを発揮して活動することを通して個性の伸長等の

道德性を養うことができる。

特に意識したい道德の内容は以下のものである。

中学年 2 - (3) 友達と互いに理解し、信頼し、助け合う。

高学年 2 - (3) 互いに信頼し、学び合って友情を深め、男女仲よく協力し助け合う。

#### (5) 学校行事

例……「生産の喜びを味わわせ、奉仕の精神を育てる勤労生産・奉仕の行事」

この活動では、「飼育活動や栽培活動を充実させるために、協力して働こうとするなどの自主的、実践的な態度」、「自己のよさを生かして、集団に寄与しようとする能力」を育てる。家庭や地域において子どもが活動する機会が減少する中、学校生活における協働体験は、働くことのよさや協力をすること、粘り強く取り組むことの大切さなど多様な道德性を養う大切な機会となる。また、動植物を育てる活動は、自然を大切にす心や自然の恵みに感謝する心の育成が期待できる。

特に意識したい道德の内容は以下のものである。

低学年 4 - (2) 働くことのよさを感じて、みんなのために働く。

中学年 4 - (2) 働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働く。

高学年 4 - (4) 働くことの意義を理解し、社会に奉仕する喜びを知って公共のために役立つことをする。

このように、特別活動は、道德的实践の場として、道德教育の内容とも関連するのである。

## むすび

学校における道德教育は、家庭や地域社会との連携を図りながら、教育活動全体を通じて、道德的価値を自覚させるとともに、児童生徒の生き方を形成する。学校の教育活動の中でも、とりわけ特別活動は、望ましい集団活動を通して、人間関係を築き、自己の生き方を形成する活動として、道德的実践の場である。

したがって、たとえば学級活動で会を催したら、その活動の意味を深めるために、道德の時間で考え、道德の時間にみんなで考えたことを、また学級活動で実践するなど、特別活動と道德の時間は、相互に強い関

係性を持っている。特別活動で生じた問題を道德の時間で取り上げる際に、それと関連のある資料を用いることが重要である。

このように、今回の『学習指導要領』改訂において、特別活動における道德教育の実践の場としての意義が再認識された。それは、道德的体験の場としての特別活動の重要性が、改めて認識されたことを意味する。すなわち、特別活動における道德的体験が先行し、その体験の道德的価値を主体的に自覚させるのが、道德の時間の役割であり、またそのように道德の時間で学んだ事柄を実践する場も特別活動である。それゆえ特別活動は、道德的実践の場として、道德教育と不可分の関連性を有しているといえよう。

## 注

(1) 文部科学省『小学校学習指導要領（平成20年3月）』東京書籍、2008年、106頁。

文部科学省『中学校学習指導要領（平成20年3月）』東山書房、2008年、114頁。

(2) 前掲、『小学校学習指導要領（平成20年3月）』、115頁。

前掲、『中学校学習指導要領（平成20年3月）』、120頁。

(3) 前掲、『小学校学習指導要領（平成20年3月）』、112頁。

(4) 前掲、『小学校学習指導要領（平成20年3月）』、112頁。

前掲、『中学校学習指導要領（平成20年3月）』、118頁。

(5) 前掲、『小学校学習指導要領（平成20年3月）』、113頁。

(6) 同上書、113頁。

(7) 前掲、『小学校学習指導要領（平成20年3月）』、114頁。

前掲、『中学校学習指導要領（平成20年3月）』、119頁。

(8) 前掲、『中学校学習指導要領（平成20年3月）』、119頁。

(9) 文部科学省『小学校学習指導要領解説 特別活動編（平成20年8月）』東洋館出版社、2008年、15-31頁、参照。

文部科学省『中学校学習指導要領解説 特別活動編（平成20年9月）』ぎょうせい、2008年、13-24頁、参照。

(10) 林忠幸・堺正之編著『道德教育の新しい展開——基礎理論をふまえて豊かな道德授業の創造へ』東信堂、2009年、29-31頁、参照。

(11) 前掲、『小学校学習指導要領（平成20年3月）』、13頁。

(12) 前掲、『中学校学習指導要領（平成20年3月）』、15頁。

(13) 文部科学省『小学校学習指導要領解説 道德編（平成20年8月）』東洋館出版社、2008年、24-28頁、参照。

文部科学省『中学校学習指導要領解説 道德編（平成20年9月）』日本文教出版、2008年、25-29頁、参照。

(14) 前掲、『小学校学習指導要領解説 道德編（平成20年8月）』、16頁。

前掲、『中学校学習指導要領解説 道德編（平成20年9月）』、16頁。

- (15) 前掲、『小学校学習指導要領解説 道徳編（平成20年8月）』、28頁、参照。  
前掲、『中学校学習指導要領解説 道徳編（平成20年9月）』、28-29頁、参照。
- (16) 前掲、『小学校学習指導要領解説 道徳編（平成20年8月）』、29-31頁、参照。  
前掲、『中学校学習指導要領解説 道徳編（平成20年9月）』、30-32頁、参照。
- (17) 前掲、『小学校学習指導要領解説 道徳編（平成20年8月）』、29頁、参照。  
前掲、『中学校学習指導要領解説 道徳編（平成20年9月）』、30頁、参照。
- (18) 前掲、『小学校学習指導要領解説 道徳編（平成20年8月）』、30-31頁、参照  
前掲、『中学校学習指導要領解説 道徳編（平成20年9月）』、32頁、参照。
- (19) 前掲、『小学校学習指導要領（平成20年3月）』、102-104頁、参照  
前掲、『中学校学習指導要領（平成20年3月）』、112-113頁、参照。
- (20) 前掲、『小学校学習指導要領解説 特別活動編（平成20年8月）』、24-27頁、参照。  
前掲、『中学校学習指導要領解説 特別活動編（平成20年9月）』、18-21頁、参照。  
前掲、『小学校学習指導要領解説 道徳編（平成20年8月）』、108-111頁、参照  
前掲、『中学校学習指導要領解説 道徳編（平成20年9月）』、113-115頁、参照。
- (21) 前掲、『小学校学習指導要領解説 特別活動編（平成20年

8月）』、25頁。

(22) 前掲、『小学校学習指導要領（平成20年3月）』、115頁。

(23) 杉田洋編著『心を育て、つなぐ特別活動——道徳的実践へのアプローチ』文溪堂、2009年、参照。

## 参考文献

- 宇留田敬一『特別活動論』第一法規、1981年。  
青木孝頼『道徳・特別活動の特質と指導』明治図書、1985年。  
宇留田敬一・相川高雄・成田國英・高橋哲夫監修『特別活動実践講座第1巻 新しい特別活動の課題と目標・性格』特別活動実践講座刊行会、1991年。  
大石勝男・森部英生『特別活動の研究』亜紀書房、1991年。  
日本道徳教育学会編『道徳教育入門——その授業を中心として』教育開発研究所、2008年。  
宮川八岐編著『平成20年版小学校新学習指導要領ポイントと学習活動の展開 特別活動』東洋館出版社、2008年。  
道徳教育改善研究会編著『平成20年版小学校新学習指導要領ポイントと授業づくり 道徳』東洋館出版社、2009年。  
林泰成『新訂道徳教育論』放送大学教育振興会、2009年。  
渡部邦雄・緑川哲夫・桑原憲一編著『実践的指導力をはぐくむ 特別活動指導法』日本文教出版、2009年。  
宮川八岐・石塚忠男・杉田洋編著『教育技術MOOK 小学校新学習指導要領の授業 特別活動実践事例集』小学館、2009年。  
広岡義之編著『新しい道徳教育——理論と実践』ミネルヴァ書房、2009年。  
山口満・安井一郎編著『改訂新版特別活動と人間形成』学文社、2010年。

(とよいずみ せいこう)